

平成30年10月19日

合同会社DMM. comに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、合同会社DMM. comに対し、同社に組織変更する前の株式会社DMM. comが供給する液晶ディスプレイに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名称 合同会社DMM. com（法人番号 3011001038942）
所在地 東京都港区六本木三丁目2番1号
代表者 代表社員 株式会社DMM. comホールディングス
設立年月 平成30年5月^注
資本金 1000万円（平成30年9月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「DMM. make 50インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ及び「DMM. make 65インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ（以下「本件2商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 表示内容（別紙）

次のとおり記載することにより、あたかも、本件2商品の各商品が、前後のフレームから中間的なフレームを新たに生成し、映像を補完する倍速駆動と称する技術により、1秒間に60フレームで構成される映像を1秒間に120フレームで構成される、より滑らかな映像にして映し出す機能を具備しているかのように示す表示をしていた。

○ 「4K/60p, 120Hz駆動, HDCP2. 2対応の50/65インチ 4Kディスプレイをお求めやすい価格でご提供。」と記載

○ 「4K/60p入力に対応 さらに120Hz倍速駆動で、4K映像をなめらかに！」と記載

○ 「1秒間に60フレームの4K映像を表示する4K/60pに対応。さらに120Hz駆動でフレームを補完し、よりなめらかな映像を映し出します。」と記載

○ 「4K/60p（1秒間に60フレーム）」、「前後から予測して新しい映像を生成」、「120Hz倍速駆動（1秒間に120フレーム）」及び「滑らか

注 平成11年11月に設立された株式会社DMM. comは、平成30年5月25日、合同会社DMM. comに組織変更している。

な映像表示」と付記された3枚の画像のそれぞれの中に新たな画像が差し込まれ合計5枚の画像となることを示す図を掲載

ウ 実際

本件2商品の各商品は、1秒間に60フレームで構成される映像を1秒間に120フレームで構成される映像にして映し出す機能を具備していなかった。

(3) 課徴金対象期間

別表「課徴金対象期間」欄記載の各期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

株式会社DMM. comは、本件2商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 自主的報告による2分の1減額

株式会社DMM. comは、前記(2)の課徴金対象行為に該当する事実を消費者庁長官に報告したところ、当該報告は景品表示法第9条ただし書の規定に該当しないため、課徴金の額を2分の1減額する。

(6) 命令の概要（課徴金の額）

合同会社DMM. comは、平成31年5月20日までに、別表「課徴金額」欄記載の額を合計した1704万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

別表

商品	課徴金対象期間	課徴金額
「DMM. make 50インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ	平成28年11月15日から 平成29年10月12日までの間	1092万円
「DMM. make 65インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ	平成28年11月25日から 平成29年10月12日までの間	612万円

4Kをみんなのものに。

4K ULTRA HD | HDMI HDCP2.2 | 4画素駆動

50インチ 59,900円 65インチ 159,900円

TV CM を見る

ユーザーレビューを見る

DMM.make DISPLAY

50インチ | 65インチ

購入はこちら

いいね | 2,850 シェア ツイート

DMMだからできる、低価格

4K/60p, 120Hz 駆動, [HDCP2.2](#) 対応の50/65インチ 4Kディスプレイを
お求めやすい価格でご提供。

4K対応の放送コンテンツや、4K動画撮影可能なカメラが増える中、

4Kディスプレイが欲しい人の大きな障壁となっている「価格」。

DMMは、その「価格」を徹底的に抑えることで1人でも多くの方に4Kのある生活を提供します。





3840×2160ドットの高解像度 4K UHDパネルを採用

4K(3840×2160)の高解像度4K UHDパネルによって、
高精細かつどの角度から見ても色合いの変化が少なく自然で鮮やかな発色を実現します。
また、映像をよりリアルに楽しめるだけでなく、
一眼レフカメラや4Kビデオカメラなどで撮影した高精細な写真や動画もすみずみまで細かく確認することができます。



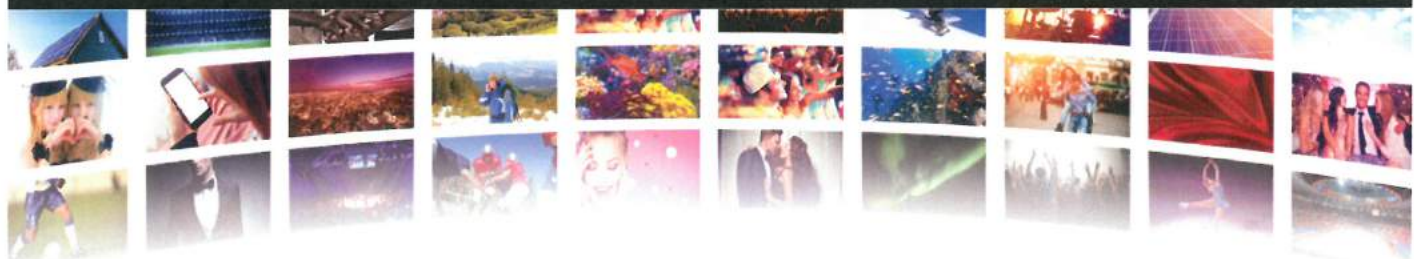
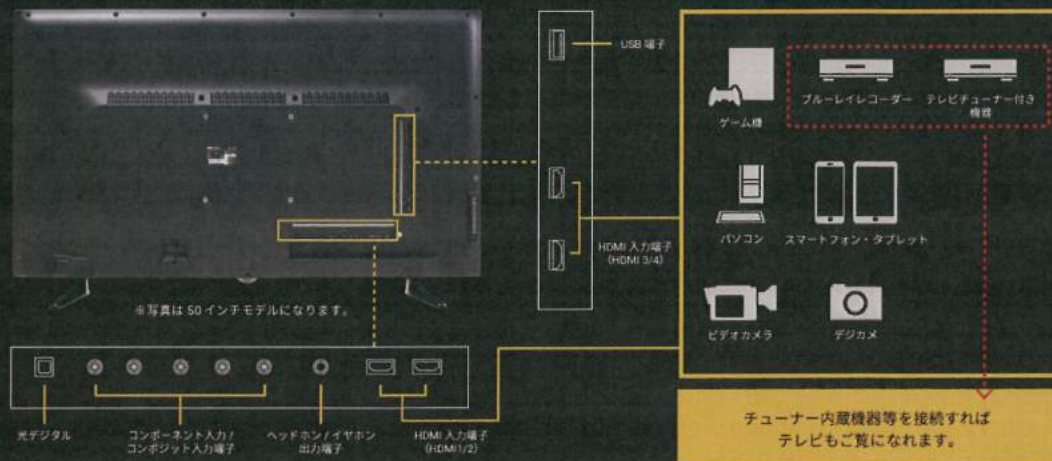
4K/60p入力に対応 さらに120Hz倍速駆動で、4K映像をなめらかに！

1秒間に60フレームの4K映像を表示する4K/60pに対応。
さらに120Hz駆動でフレームを補完し、よりなめらかな映像を映し出します。



豊富な入出力端子でゲームや動画にも最適 HDMI2.0ポートを4基搭載

HDMI出力端子を持つレコーダーや家庭用ゲーム機などを複数接続できます。
また、HDCP2.2で著作権保護されているコンテンツの再生にも対応しています。
これから新しいAV機器を購入される方に最適です。
※テレビをご覧になるには、チューナー内蔵機器等が別途必要です。



いろんなコンテンツが楽しめる

さまざまな4K映像配信サービスに対応



メディアストリーミング端末で動画も楽しめます



4K放送の種類

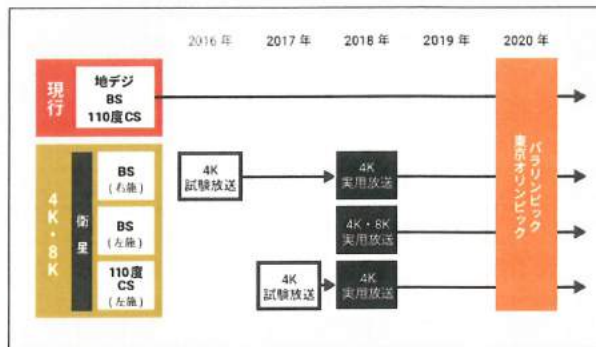
実は、現行の4Kテレビで視聴できるのは

「スカパー！4K」等のCS放送のみです。

2018年開始予定の4K実用放送（BS放送）を視聴するには、4KのBS放送に対応したチューナーを別途購入する必要があります。

その場合、当然ながらテレビ内蔵のチューナーは4K放送を視聴するためには使用されなくなります。

DMM.make DISPLAYであれば、チューナーを無駄にすることなく、4K放送への切替を行うことが可能です。



DMM.make DISPLAYなら今後の4K実用放送にも
出費を抑えた対応が可能！

ユーザーレビュー

🗨️ コスパの良いディスプレイ、テレビ代わりにしてます。

[DMM通販ユーザーレビューより引用]

前に使ってたテレビのHDMI接続部分が壊れて、新しいテレビ探してましたが高くて・・・
これは4Kなのにコスパが良いと思いました。amazonと悩んだけど送料無料だからDMMサイトで購入。

チューナーはHDDレコーダーについてるからなくてもいいし、HDMIが4つも付いてて助かります。
音はあんまり良くないけど、前から別のスピーカー使ってるので個人的には問題なかったです。

[続きを読む](#)

🗨️ 良いです！

[DMM通販ユーザーレビューより引用]

欠点あります!まずは欠点から。
録画番組を見る時、レコーダー側から信号が出ていない時、信号がありませんが必ず出ます。正直面喰くさい。後、やはりリモコン問題ですね。
有名ブランドでは無い為、リモコンを共有出来ません。必ず2つのリモコンが必要です。

ちなみに長所は、現在4k最安値、画質もそれなりに綺麗です。4kは分かりませんがアップコンバートした画像は綺麗です。普通にですが、
大画面の迫力、音が出るディスプレイ、接続端子も比較的多く拡張性は高い。音はそれなりですが、光デジタル出力がある。

[続きを読む](#)

[ユーザーレビューをもっと見たい方はこちら >](#)

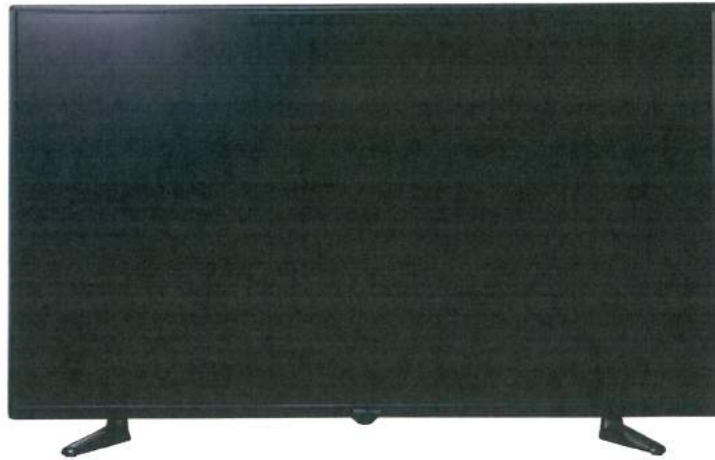
DMM 通販

楽天市場
楽天 R 天
楽天市場

CSで見る
amazon



人気 YouTuber の3人が
DMM 4Kディスプレイをご紹介した動画はこちら!



50インチディスプレイ



65インチディスプレイ



手の届かなかった映像美を手の届く価格で！

50インチ 59,900円 / 65インチ 159,900円



50インチ 4Kディスプレイ DME-4K50D

59,900円 (税込64,692円)

[送料無料]

DMMで購入する

下記サイトでも販売中

楽天市場
楽天

こちらで販売中
amazon



65インチ 4Kディスプレイ DME-4K65D

159,900円 (税込172,692円)

[送料無料]

DMMで購入する

下記サイトでも販売中

楽天市場
楽天

こちらで販売中
amazon

よくある質問

- Q** 4Kで映像が映りませんか。
- A** 4K映像をご覧いただくためには、4K出力に対応した機器と、4Kに対応したケーブルが必要です。
- Q** 壁掛けはできますか？
- A** 本体の背面にはVESA規格に対応したネジ穴がございます。ネジ穴は50インチは20×20cm、65インチは40×40cmの間隔です。
- Q** HDRには対応していますか？
- A** HDRには対応しておりません。
- Q** ECサイトで購入した場合は設置までしてもらえますか？
- A** 製品のお渡しのみとなります。
- Q** 最新ファームウェアはどこからダウンロードできますか？
- A** スペック表の「最新ファームウェア」からダウンロードできます。

スペック

	50インチ	65インチ
取扱説明書 (PDF)	▶ ダウンロード	▶ ダウンロード
型番	DME-4K50D	DME-4K65D
本体サイズ	約695 x 1125 x 295 mm (ディスプレイスタンド含む) 約655 x 1125 x 65 mm (本体のみ)	約902 x 1461 x 286 mm (ディスプレイスタンド含む) 約840 x 1461 x 82 mm (本体のみ)
本体重量	約13.1kg (ディスプレイスタンド含む) 約12.8kg (本体のみ)	約19.5kg (ディスプレイスタンド含む) 約19.2kg (本体のみ)
外装箱サイズ	約778 x 1240 x 168 mm	約960 x 1570 x 220 mm
パネル種類	AMVA (ノングレア)	IPS (ノングレア)
バックライト		LED
スクリーンサイズ	50"	65"
解像度		3840 x 2160
視野角 (水平/垂直、標準値)		178°/178°
輝度 (標準値)		300cd/m ²
コントラスト比 (標準値)	4000:1	1200:1

HDMI2.0/HDCP2.2対応×4、USB2.0×1、

入力端子	コンポーネント/コンボジット×1	
出力端子	イヤホン、光デジタル	
音声出力	7W×2	
電源入力	AC100V 50/60Hz	
最大消費電力	130W	180W
待機時消費電力	約0.4W	約0.5W
動作温度	5°C～35°C	
動作湿度	20%～80% (結露なきこと)	
対応言語	日本語、英語、フランス語、スペイン語	
付属品	ディスプレイスタンド：2個 スタンド固定ねじ：4本 リモコン：1個 リモコン用単4乾電池（試供品）：2本 取扱説明書兼保証書：1部	ディスプレイスタンド：2個 スタンド固定ねじ：6本 リモコン：1個 リモコン用単4乾電池（試供品）：2本 取扱説明書兼保証書：1部
保証期間	1年	
最新ファームウェア	—	

配送について

DMM.make DISPLAYは佐川急便での大型配送商品となります。
北海道・沖縄・離島等の大型配送不可地域への配送はできません。
土日祝日の発送作業を行っておりません。

[50インチ]

システム上、ご注文時に配送日時や郵便局留めの指定が選択できるようになっておりますが、この商品は指定をお受けできませんため、発送時には解除させていただきます。

[65インチ]

システム上、ご注文時に配送日時や郵便局留めの指定が選択できるようになっておりますが、この商品は指定をお受けできませんため、発送時には解除させていただきます。
商品発送後、佐川急便より配達日時調整のお電話があります。
佐川急便からの連絡は商品発送後、1週間ほどお時間を頂く場合がございます。

※製品のデザイン、及びカラーは実物と異なる場合があります。

※当サイトにある各種製品に関する情報は、予告なく変更・更新される場合があります。

※本ページに掲載されている社名、製品名は各社の商標または登録商標です。

※画像はハメコミ合成です。

※DME-4K65Dには、一般的なRGBサブピクセルとは別にW（白色）のサブピクセルを持ったRGBWパネルを採用しています。

きれいな4K映像を高精細に表現するための表示技術となり、RGBまたはWを含んだGBW、BWR、WRGで色を表現する3つの隣接したサブピクセルを1ピクセルとし、水平3,840p x、垂直2,160pxを実現する技術です。なお、DME-4K50Dは一般的なRGBパネルを採用しています。

特許取得引法に關して

Copyright © since 1998 DMM All Rights Reserved.

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
 - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
 - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
 - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

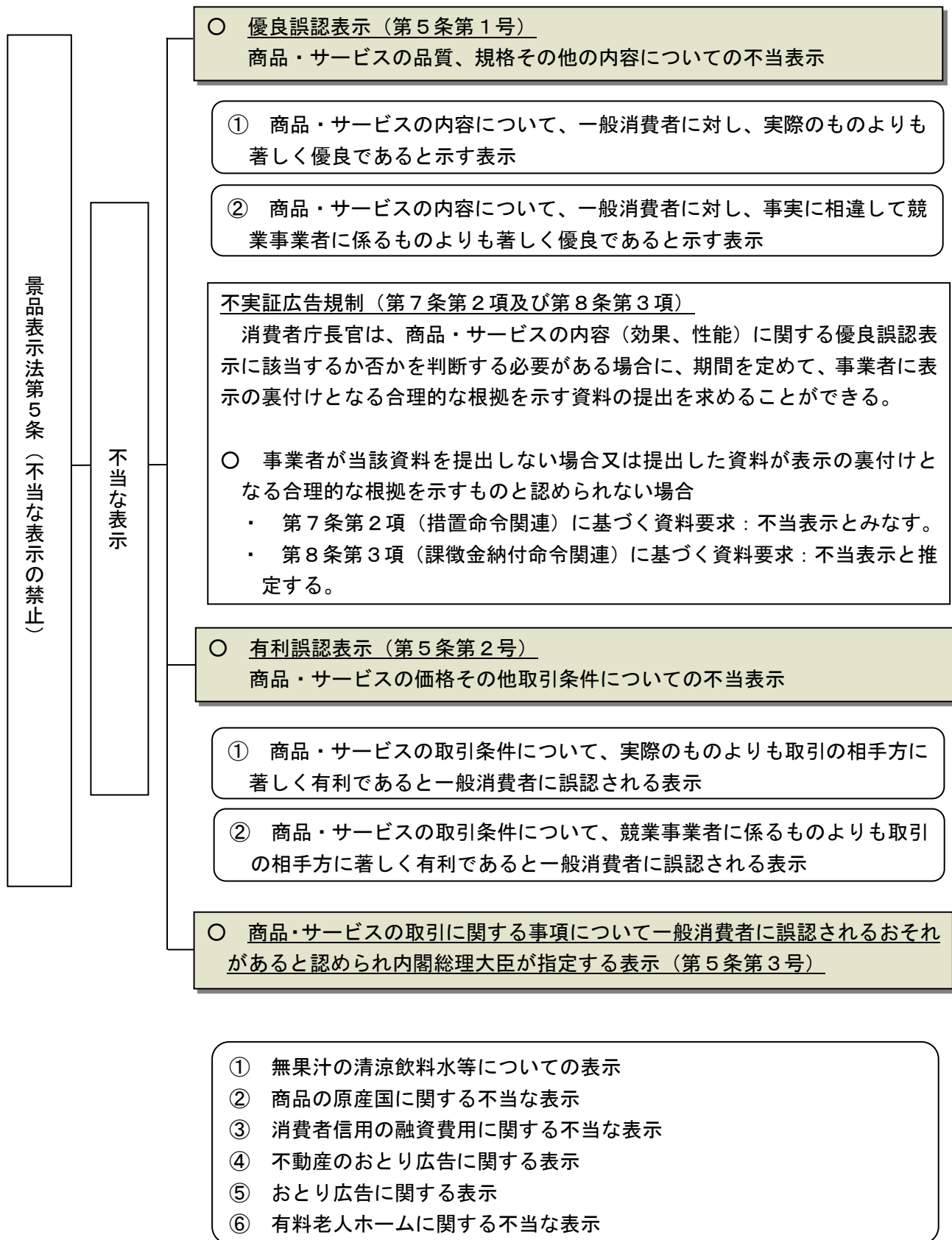
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間を上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないことと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

別 添

消表対第1181号

平成30年10月19日

合同会社DMM. com

代表社員 株式会社DMM. comホールディングス

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社に組織変更する前の株式会社DMM. comは、同社が供給する「DMM. make 50インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ及び「DMM. make 65インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の各商品の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

合同会社DMM. comは、課徴金として金1704万円を平成31年5月20日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、合同会社DMM. comに組織変更する前の株式会社DMM. comは、自己の供給する本件2商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件2商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件2商品の各商品である。

イ(7) 本件2商品の各商品について、株式会社DMM. comが前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) 本件2商品の各商品について、株式会社DMM. comが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する平成29年10月12日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、別表「最後に取引をした日」欄記載の日である。

(ウ) 前記(7)及び(イ)によれば、本件2商品の各商品について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件2商品の各商品に係る株式会社DMM. comの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ 株式会社DMM. comは、本件2商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 株式会社DMM. comは、景品表示法第9条の規定により、前記1の課徴金対象行為に該当する事実を不当景品類及び不当表示防止法施行規則(平成28年内閣府令第6号)第9条に定めるところにより消費者庁長官に報告したところ、当該報告は、当該課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものではない。

(3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、合同会社DMM. comが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件2商品の各商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第9条の規定により、当該額に100分の50を乗じて得た額を減額し、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した1704万円である。

よって、合同会社DMM. comに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

商品	課徴金対象行為をした期間	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
「DMM. make 50インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ	平成28年11月15日から 平成29年4月12日までの間	平成29年10月12日	平成28年11月15日から 平成29年10月12日までの間	728,350,537円	10,920,000円
「DMM. make 65インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ	平成28年11月25日から 平成29年4月12日までの間	平成29年10月12日	平成28年11月25日から 平成29年10月12日までの間	408,384,689円	6,120,000円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社DMM. comは、東京都港区六本木三丁目2番1号に本店を置き、相手先商標製品設計製造(ODM)による供給を受けた「DMM. make 50インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ及び「DMM. make 65インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイ(以下これらを併せて「本件2商品」という。)の製造販売事業等を営む事業者である。
- 2 株式会社DMM. comは、本件2商品を、自ら又は他の販売事業者を通じて、一般消費者に販売している。
- 3 株式会社DMM. comは、本件2商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4 (1) 株式会社DMM. comは、本件2商品の各商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイト(別添)において、本件2商品について、それぞれ、「DMM. make 50インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイにあつては平成28年11月15日から平成29年4月12日までの間、「DMM. make 65インチ 4Kディスプレイ」と称する液晶ディスプレイにあつては平成28年11月25日から平成29年4月12日までの間、「4K/60p, 120Hz駆動, HDCP 2.2対応の50/65インチ 4Kディスプレイをお求めやすい価格でご提供。」「4K/60p入力に対応 さらに120Hz倍速駆動で、4K映像をなめらかに!」及び「1秒間に60フレームの4K映像を表示する4K/60pに対応。さらに120Hz駆動でフレームを補完し、よりなめらかな映像を映し出します。」と記載するとともに、「4K/60p(1秒間に60フレーム)」「前後から予測して新しい映像を生成」、「120Hz倍速駆動(1秒間に120フレーム)」及び「滑らかな映像表示」と付記された3枚の画像のそれぞれの間になつた新たな画像が差し込まれ合計5枚の画像となることを示す図を掲載することにより、あたかも、本件2商品の各商品が、前後のフレームから中間的なフレームを新たに生成し、映像を補完する倍速駆動と称する技術により、1秒間に60フレームで構成される映像を1秒間に120フレームで構成される、より滑らかな映像にして映し出す機能を具備しているかのように示す表示をしていた。
- (2) 実際には、本件2商品の各商品は、1秒間に60フレームで構成される映像を1秒間に120フレームで構成される映像にして映し出す機能を具備していなかった。
- 5 株式会社DMM. comは、平成30年5月25日、合同会社DMM. comに組織変更している。